

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正

1 趣旨

平成24年第2回市会定例会で、市民協働条例が成立したことにより、「寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（NPO法人）を指定するための基準、手続等を定める条例」の関係規定を整備する等のための一部改正を行います。

2 改正内容

- (1) 第4条中、「横浜市市民活動推進条例」を「横浜市市民協働条例」に、「横浜市市民活動推進委員会」を「横浜市市民協働推進委員会」に変更します。
- (2) 第2条中、必要な部分の文言修正を行います。

【参考】 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(指定のために必要な手続を行う基準等)</p> <p>第4条 (第1項省略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により指定のために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ、当該手続を行うことについて横浜市市民活動推進条例（平成12年3月横浜市条例第26号）第13条第1項に規定する横浜市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。</p> <p>(第3項省略)</p> | <p>(指定のために必要な手続を行う基準等)</p> <p>第4条 (第1項省略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により指定のために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ、当該手続を行うことについて<u>横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第17条第1項に規定する横浜市市民協働推進委員会</u>（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。</p> <p>(第3項省略)</p> |
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「指定特定非営利活動法人」とは、指定特定非営利活動法人を地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。以下同じ。）を受けた特定非営利活動法人をいう。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「指定特定非営利活動法人」とは、指定<u>（特定非営利活動法人を地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。以下同じ。）</u>を受けた特定非営利活動法人をいう。</p> |